

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 41 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 26 年 9 月 1 日（月曜日）	開会 9 時 59 分	閉会 10 時 44 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、山本、坂井、小野、三上、荒木	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～木下		和田副主幹
欠席委員			藤井主事
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 産業チャレンジ助成金事業について		
	(2) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の公募の概要について		
	2. その他について		
	なし。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 口 清 悦 ㊞		

平成26年8月28日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長

前 田 康 吉

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成26年8月25日付け滝議第85号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	鈴 木 光 一
経済部長	千 田 史 朗
経済部産業振興課長	阪 本 康 雅
経済部産業振興課長補佐	諏 佐 孝
経済部産業振興課主事	三戸部 達
農政部長	中 川 啓 一
農政部農政課長	高 橋 雅 志
農政部農政課長補佐	菊 田 健 二
農政部農政課係長	壽 永 七月男

(総務部総務課総務係)

第41回 経済建設常任委員会

H26. 9. 1 (月) 10:00～
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《経済部》

（1）産業チャレンジ助成金事業について

（資料）産業振興課

《農政部》

（2）滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の公募の概要について（資料）農 政 課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第41回 経済建設常任委員会

H26.9.1 (月)10:00～

第一委員会室

開 会 9:59

委員長 これより第41回経済建設常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 まず、委員動静ですが、委員は全員出席です。議長及び委員外議員として木下議員、傍聴として清水議員、渡邊龍之議員、窪之内議員が出席をしております。また、報道機関としてプレス空知、北海道新聞の傍聴を許可いたします。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、1、所管からの報告事項について、(1)、産業チャレンジ助成金事業について説明を求めます。

(1) 産業チャレンジ助成金事業について

壽崎係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、(1)は報告済みといたします。

それでは、(2)、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の公募の概要について説明を求めます。

(2) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者の公募の概要について

中川部長 後ほど案件の説明を担当から申し上げますが、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、定例会前の忙しい時期に、つい先日も委員会を開催していただいたばかりであるにもかかわらず、山口委員長を初め、委員の皆様には再度委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

地ビール製造施設につきましては、ご存じのとおり平成17年3月末をもって稼働を休止した後、指定管理者の公募を行ったところですが、稼働するところまでには至らず、今日を迎えております。この施設は国の補助事業により建設したもので、ふれ愛の里の安定運営のためにも速やかに稼働させることが必要だと思っておりますので、このたび施設の管理運営に対して興味を示していただいている方があらわれたということもありまして、今回公募の手続を進める判断に至ったところでございます。簡潔に説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(別紙資料に基づき説明する。)

壽永係長 説明が終わりました。質疑ありますか。

委員長 地ビールという説明をいただいたのですが、発泡酒という言葉がこの資料にはないのですが、発泡酒も売るといいますか、つくるといことで確認をしていいのかが1点と、北海道内に事業所または事務所を有しということが参加資格の要件にあるのですが、仮に滝川以外の事業者がこの指定管理に選ばれた場合には、地ビールを販売するという説明をいただいたのですが、滝川の地ビールとして販売すると考えていいのか伺います。

壽永係長 地ビールという言葉が出て、発泡酒は製造してもいいのかという質疑でござい

ましたが、施設の名称が地ビール製造施設ということで条例上にもうたってございますので、地ビールの製造施設と呼ばせていただきましたが、今回指定管理で公募する中身は一般的に酒類ということであってありますので、特に地ビールに限定したものではなく、もちろん酒類の中には発泡酒も入ってございますので、発泡酒もつくることは可能でございます。

もし滝川以外の業者が指定管理に選ばれた場合、そこでつくる地ビールを滝川地ビールとして販売するのかどうかということですが、指定管理者の募集要項にはとりわけそのような、必ずそうしなければならないと書く予定ではないのですが、そこは指定管理者と協議をした中で、できるだけ地元産の地ビールだということで製造、販売をしていければと考えてございます。

坂 井 発泡酒も管理業務の中の範囲としては可能だというご説明だったのですが、昨今リンゴの発泡酒ということで滝川市としてふれ愛の里でつくるというか、実験をしているという話は聞いていたのですが、今回の公募した業者によってはリンゴの発泡酒というものに関しての話が消える可能性があり、事業者の意向によってはリンゴの発泡酒は販売しないかもしれないことになってしまうのか、とても残念だなと思うのがまず1点と、滝川産の地ビールとして、販売をお願いするということもご説明をいただいたのですが、契約にはうたっていないということは、事業者によっては嫌ですと言われるれば滝川産としては出さないと聞こえるのですが、そうなった場合滝川市にとってのメリットがなくなってしまうのではないかと。目的の一番上にあるように、本市の農業の振興及び農業、農村の活性化を図るということで目的としてはあるのですが、これも非常に抽象的で、具体的な市にとってのメリットがないのではないかと思います。その辺に関して説明をお願いします。

阪本課長 リンゴの発泡酒の件につきましてご説明をさせていただきます。リンゴの発泡酒につきましては、ご存じのとおり平成24年度からたきかわ恵みの検討委員会を設置し昨年まで実施してきました、皆さんに試飲いただいたところでございますが、目標が定まり、平成26年度の予算としまして販売に向けた経費を計上しておりますので、現在複数から見積もりを徴取させていただきまして、今年度の販売に向けて手続を進めているところでございます。また、もし、ここに新たなビール製造業者が入り運営することになれば、今小樽市の北海道ワインに頼んでいる分の移動距離などを含めますとやはり有利な企業でないかと考えておりますので、選定された段階で見積もりをとらせていただきまして、どの程度できるかということでリンゴの発泡酒につきましては継続をしていくところでございます。

壽永係長 募集要項には滝川地ビールという名前で販売すること、というような縛りは特に設けてはいないのですが、あくまでもふれ愛の里の地ビール製造施設でつくった酒類に関しては、滝川市内の需要に応じて市内での販売を優先的に行ってもらおうということを、仕様書にうたうつもりでございます。

中川部長 当然このような地ビール製造施設を稼働するときに、前に販売しておりましたスカイビールという滝川のビールがあったのですが、そういったものの復活ということも頭になかったわけではありません。製造する業者あるいは施設は一緒ですが、製法というのが、過去に滝川でつくっていたバイツェンとピルスナーという2種類の地ビールと全く同じものができ上がるかということについてはなかなか今の段階ではっきりとうたうことができないものですから、当然滝

川の地ビール製造施設でつくられた滝川産の地ビールということでは今後決まった事業者とお話をして、そのようなものをこちらで販売していただきたいということはお話をしようと思っております。

坂 井

滝川産の地ビールとして販売するようにお願いをするお話だと思うのですが、お願いをして、その業者が嫌ですと言った場合はその業者の意向のままの地ビールの販売ということになってしまうのではないかと聞こえたのですが、そうなった場合に滝川市のメリットが全くなってしまうのかなと、何のためにこの施設を公募してまで業者にやってもらうのか、ただ眠っている機械を動かすだけになってしまうのではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。

鈴木副市長

ご質疑に対する意図と、答えがうまくかみ合っていないと思いますので、答弁いたします。地ビールを今までと同じスカイビールをつくり直すのかという質疑だとしますと、これは決まっております。ただ、地ビールというのは当然のことながらその土地でつくって、その土地で売るとというのが地ビールの特徴でございます。私たち東京、また大阪の業者に当たりまして、ここでつくったものをわざわざ東京まで持って行って売るとことは輸送費等を含めましても全く理屈に合いません。したがって、私たちに関心を持っていると話をしている業者というのは、当然ここでつくったビールはここで売るとことを前提にしております。ただ、どのようなブランドにしてどのようなビールをつくるかというのは、それが必ずしもスカイビールになるのか、スカイビールのブランドをそのまま使うのかというのは、これは確定していません。資料にございますようにもともとこのプラントというのは老朽化しております、足りない部分があります。ただここへ来たら、すぐつくれるわけではありません。ここに一定の投資が必要になってきます。その上でここでつくるということは、滝川という市場で売るというのを当然計算されています。滝川の市場で売るというのは、まさに地ビールでございます。その中で、一部現実にごどこかで自分たちで地ビールをやっている業者が出てきて引き受けてくれるとすれば、あいたキャパシティーの中でその分を、例えば夏の間非常にビールの需要が多いときはその分を自主事業として自分たちのブランドをつくるということは、これはあり得ます。これは、健全なプラントの運営ということでは我々もノーと言う必要のないことだと思います。当然、地ビールというのはここでつくられて、ここで売られますので、そこのところは我々選定会議というのが応募者に対してありますので、きちんと明確にする所存であります。また、そうでなければ事業者というのは応募してこないと考えております。経済性が成り立ちません。ですから、その辺はどのようなブランドになって、どのような品質のものになるかというのは確定していませんけれども、滝川でつくって滝川で売るビールができるということは確信を持っていただいて結構ですし、もしそれを全くやらないという事業者であれば選定いたしません。ただ、自主事業を、現実にビールの事業を行っている力がある、行っている先、行いう力がある先ということはどこかでビールをつくらしている業者になるというのが当然考えられることですので、その一部を自分たちのビールをつくるということは当然ございます。ということで地ビールをやるというご理解をいただいてよろしいかと思います。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

三 上

今副市長の説明でわかった部分はありますけれども、ただ滝川で販売する部分

について、ほかの地名がついたビールだとそれはなじまないと思うのです。ブランド名がほかの地名だとか、石狩だとか、札幌だとかというようなことになると、これは滝川でつくってはいても滝川の人にはなじまないということがありますので、その辺は十分気をつけていただきたいというのが1つ。

それと、農業の振興、農業、農村の活性化ということを考えてふれ愛の里は設立されたと思っておりますので、指定管理をされる業者が地元の農産物、麦などを原料として使えるような仕組みをやはりお願いしていかないとだめだと思うのです。その辺はどのようになっておりますか。

菊田課長補佐

他の地名では市民になじまないという部分につきましては、先ほど副市長のほうからも説明があったとおり、地ビールとして製造、販売をしていくという部分であれば、今は日本酒もそうですけれども、道内の地ビール会社、そういうところもPB商品として他市町村の製品をつくっているという経過もございます。そういうものも踏まえまして、滝川産という部分での商品にさせていただきたいということは要望していくことで考えてございます。

次に、ふれ愛の里が農業の振興のためにという目的で、地元の原料を使ってということにつきましては、過去にもやはり地元の大麦、またホップですか、そういうものを作付して、地元のものを使うことで検討をした経過がございますが、作付は農家に言えばできると、ホップの部分はいろいろ技術的に難しい部分がございますけれども、また設備投資もかかるということでなかなか進んでいない部分がございます。それと、麦芽をつくるようになりますと、設備がほかに必要になってくることも話は聞いてございます。そういうことで、三上委員のご質疑のとおり、やはり地元のものを使っていくということは、今後、農家の方もどうかということになってくるかと思っておりますけれども、現段階では難しいと考えてございます。

委員 長
荒 木

ほかに質疑ありますか。

この条件を見ますと、応募してくる業者がいるのかなというぐらい業者が大変ですよね。お金もかかります。それで、私は滝川市の都合のいいようなことにはならないと思っておりますが、逆に補助事業でずっと稼働しないで施設を廃棄した場合に、どういう補助金返還だとか、どのようなことが想定されるのかをお聞きします。

壽永係長

施設の処分の関係でございますが、この施設は実質稼働した期間が8年間でございます。補助金適化法上、10年間経過しないで処分はできないとなっております。もし10年経過しないで今の状態の8年間で処分した場合、補助金適化法に基づく補助金の返還が必要になってくると考えています。

荒 木

そうすると、具体的な金額と、予想される返還額をお聞きします。それと、少なくともその補助金を返還しなくていい、ちょっと後ろ向きなのですけれども、いいという状況に最低でもするためには私は逆に滝川産とかそういうことにこだわるべきではないと思うのですが、その辺のお考えを伺います。

壽永係長

もし仮に今の状態で実質稼働期間8年間で処分した場合、補助金適化法に基づく返還額というのが2,500万円と計算しております。

鈴木副市長

そうした消極的な理由から見るとこだわる必要がないのではないかとのご指摘ですけれども、確かにこの公募に至る過程でいろいろな事業者に、我々としては公募したら来てくれるかということは正直いろんなところに当たってまいりました。その過程では、我々の頭にありましたのはまさにこの消極的な理由を

どうやって解決するかと。実は、道外の有力な事業者の中には、わかったから、俺は北海道でつくりたくないから、あのプラントを全部売れという話もありました。8年しか終わっていない状態では、取っ払って売ることも当然できません。そういう場面もございました。ただ、そうした中で消極、それから積極的な理由は滝川の地ビールを滝川で改めて販売するという、この両方の可能性を持った先というのが見えてきたということで、公募に踏み切ろうというのがここに至る経緯でございますので、その両面をきちんとそろえられるようなこれからの公募の期間、候補者選ぴと候補者に一社でも多く出ただけのような活動をしたいと、このように考えております。

委員長
坂井

ほかに、質疑ありませんか。

今の副市長のご説明は、僕らが聞いたら大変よくわかるのですが、市民に対してそのような部分というのは多分言いにくい部分ではないかなと思うのですが、今の荒木委員の質疑の前の三上委員の質疑に対しての答弁では、直接今の段階では市の農業の振興や活性化には寄与しないというご答弁と、滝川産の地ビールとして販売するというのは滝川でつくった地ビールとして販売するというものでしたけれども、滝川の名前をつけた地ビールの販売というのは今のところはまだ未定というお話でしたが、そうすると市民に対して何のためにこの地ビールの施設を第三者に提供するのだという説明がつかないと思うのです。8年稼働した実績プラスあと2年ですと言えば、確かにああ、そうだなと聞こえますけれども、積極的な理由として見当たらないのですが、そのままぼやかした形で新聞等にも発表していくのかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

鈴木副市長

我々は、公募して選定をいたします。したがって、A社がXビールだけつくり、それを札幌へ持って行って売りますと、東京へ持って行って売りますというのであれば、選定の対象にならないと考えております。ですから、消極的な理由がベースにありますけれども、積極的な理由をその中でできるだけ満たしていただける先を選ぶというのを公募して選定会議を開いて選ばせていただくという一つの重要な視点にさせていただいて進めるつもりでございます。

中川部長

農業の振興とのかかわりについてでございますけれども、ふれ愛の里施設は当初は食と健康の養生館ということで、そこでとれた農産物をレストランで供給し、あるいはそばやパンについては地元産の小麦を使ってということで今も活動しておりますし、またさらに農産物の販売ということも施設の中で行われているところですが、その魅力づけの一つとして休止している地ビール製造施設、そのままにしておいていいことは全くありません。それを稼働させることによってふれ愛の里の魅力づけ、魅力の向上ということで、今入湯客が落ち込んでいるということで大変苦戦しているところですが、そういったもので1つ、滝川でつくられた地ビールもレストランで供給する、あるいはラウンジで入湯客の方に提供できるということで、施設全体の集客効果を高めようという狙いも当然持っております。そういった意味で、ぜひとも稼働させたいということで我々は考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

坂井

その地ビールをレストランで提供、ラウンジで供給という話でしたが、そのような話というのも既存の業者といいますか、入っているふれ愛の里の業者に説明はしてあるのですか。もしこうなった場合は、選定業者があらわれた場合は滝川のふれ愛の里でつくったビールを出してくれますかというような話はして

あるということによろしいのですか。

中川部長 出店といたしますか、こちらに来たいという業者、もちろんそういった話は伝えてはありますけれども、資料に公募の条件のその他の条件にも書かせていただいているのですが、(1)で施設で製造した酒類は滝川市内の需要に応じて優先的に供給してもらうということにしております、その中には当然ふれ愛の里の需要ということも考えておりますので、それで条件として付させていただきます。

坂 井 済みません、逆です。ふれ愛の里に既存で入っている業者の了解はとってあるということによろしいのかということです。

中川部長 当然グリーンズとしては販売権を持っておりますので、販売許可といたしますか、売ことは可能だと考えておりますので、それはグリーンズとまだ最終的な詰めは行っておりませんが、そういったものをやっていきいたいと思っております。

委 員 長 坂井委員の質疑は、入っているテナントのお店、レストランを運営している店に了解をとっているのかという質疑です。

中川部長 まだそういった正式な詰めは行っていないですが、ラウンジは少なくとも今そのレストランでは運営しておりませんので、グリーンズの判断、あるいはこちらの判断で自由に販売できるものと思っております。

鈴木副市長 坂井委員の質疑の中で、発泡酒をつくらないこともあるのかというご質疑です。これは、このプラントでつくらないことはあり得ます。1つ、皆さんにぜひ理解していただきたいのは、地ビールのプラントイコール発泡酒をつくれるプラントではございません。発泡酒というのは、シードルもそうですが果樹からジュースをつくる設備が必要です。それから、そのジュースを冷凍保管して一年中使うということが必要になってきます。これは、通常の地ビールプラントにはございません。したがって、それを完璧に自分たちで発泡酒としてやれるというところは、例えば深川の今度つくったシードルプラントでありますし、それから現実に私たちが試験生産した発泡酒も搾汁、リンゴのジュースをつくることから始まって小樽ビールに全て委託をしております。したがって、発泡酒というのはもともとシードルの話が出たときは、このプラントを使えるという前提では始まっておりません。我々は、現実に深川がつくっているぶちぶちワインのところも見に行って、どういう設備が必要かも調べております。それから、小樽ビールにも行った上で、委託する場合にはどうしたことができるかということも調べて、どういうプロセスを通じてシードルあるいは発泡酒ができるかということ調べておりますと、ストレートにこのプラントが使えるという前提は出てきておりません。もともと違う列車を走らせておりました。これは、滝川のリンゴを使った物産振興上の製品をつくりたいというところからやっております、そのベースは今も変わっておりません。ただ、重要なことは、この地ビールプラントが動けば、この地ビールプラントは委託先として一番有力な経済性の高い先になり得るという、候補になるという意味で我々は重視しております。といいますのは、この地ビールプラントに委託をするに当たりましては、一方どこかでリンゴを搾汁して、それを通年で販売する場合にはどこか大型の冷凍庫が必要になってきます。そのプロセスとこの地ビールプラントをつなげなければいけません。その間の輸送費も必要です。したがってまず発泡酒につきましてはことし八十数万円の予算をいただ

いておりますけれども、まずできた製品を試験販売して、一体幾らならば売れるかという、マーケットありきなのです。それをこし調べます。幾らなら売れるかの幾らの範囲で委託できる先があるかというのが次の条件です。この2つが合わなければ発泡酒はやりません。ということはなぜかといいますと、100で委託したものを90で売り続けたら毎年赤字になることがわかっているからです。したがって、幾らで売れるかというマーケティングテストをやる一方で、最も安い委託プロセス、委託工程というのをつくるといいう仕事はまだ残っております。したがって、今やっている発泡酒でこの地ビールプラントとすぐに結びつく、これは違う列車でございますので、もちろん一つのところで交わってくれれば滝川市としては一番いいわけですが、発泡酒についてはまだまだ必要な要件をこれからチェックして、その要件の中に合う一つのプラントとして候補として入るといふふうにご理解いただきたいと思います。もともと発泡酒をつくるというような仕様でこのプラントはできておりませんし、地ビールをつくるという仕様で10年前ほど前に皆さんおつくりになられたわけです。したがって、ここは地ビールをつくる場所なのです。これを発泡酒をつくるという形にしたら、また新たな附帯設備が必要になってきますけれども、その投資をこの地ビールをつくってもらふ事業候補者に押しつけるということは、これは極めて非現実的なことになりますので、あくまで発泡酒というのは違う列車でございます、これがマーケティングテストを通じて経済性が合うということであれば、委託という形でやっていくというのが前提ですので、その委託先の最も経済性の高い委託先の候補になると、このようにご理解いただければこの2つが結びつくのではないかと、このように思っております。

委員長

ほかに、質疑ありませんか。

それでは、木下委員外議員より質疑の申し出がありますが、内容を簡潔に願います。

木下委員外議員

一言だけなのですが、指定管理でふれ愛の里に入っているグリーンズとの絡みはどうなるのかお聞きします。

委員長

今の質疑を許可してもよろしいでしょうか、許可される方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

委員長

木下委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

木下委員外議員

今ふれ愛の里の中には指定管理の中にグリーンズが入っております、そのグリーンズの指定管理の中には、ふれ愛の里の前の駐車場とかいろいろなものを全部指定管理していますけれども、今度地ビールの指定管理が決まりますと、そこも使えますから、その関係はどのような物事の考え方をしているのかお聞きします。

壽永係長

新しく地ビール製造施設の指定管理者が入ってきた場合に、駐車場ですとか、例えばトイレとか、そういったものも新しい指定管理者が使うことになるので、そういった一般管理費的な共益費的なものは新たに滝川グリーンズとその指定管理者と契約していただいて、それでそういった費用をグリーンズのほうに支払うというふうにご考えてございます。

委員長

ほかに、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、(2)は報告済みといたします。

2. その他について

委員長 2、その他についてですが、委員から何かありますか。
(なしの声あり)

委員長 事務局から何かありますか。
(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 3、次回委員会の日程についてですが、正副委員長にご一任願えますでしょうか。
(異議なしの声あり)

委員長 それでは、以上をもちまして第41回経済建設常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 10 : 44